

平成 20 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名	株式会社 USEN
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀 (コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 紺 屋 勝 成
電 話 番 号	(03-6823-7015)

損害賠償請求に関する訴訟の東京地裁判決について

当社は、本日、下記の訴訟について、東京地方裁判所から判決の言い渡しを受けましたが、当該判決は、重大な事実誤認等を含むものであり、当社として承服しかねるものですので、明日、東京高等裁判所に対して控訴することと致しました。

記

当社は、平成17年7月3日、キャンシステム株式会社（以下「キャン社」）を被告として、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」（以下「有ラ法」）等に違反するキャン社の営業に基づいて当社が被った損害の回復を内容とする損害賠償（請求額142億9391万6666円）及びキャン社からの損害賠償請求についての債務不存在確認を求める訴訟（以下「本件本訴」）を東京地方裁判所に提起しておりました（但し、そのうち債務不存在確認請求については、後記のキャン社からの反訴に伴い取り下げしております。）。

それに対して、キャン社より平成17年7月27日、損害賠償請求（請求額118億7973万円及びそれに対する平成16年7月10日以降支払済みまで年5%の割合の金銭）を内容とする反訴（以下「本件反訴」）が東京地方裁判所に提起されました（反訴請求額は後に113億6152万円に減額されております。）。

これらの本件本訴及び本件反訴について、東京地方裁判所は、本日、本件本訴を棄却し、本件反訴について20億5189万7081円及びこれに対する利息の支払を当社に命じる判決（以下「本件判決」）を言い渡しました。

本訴における当社の主張のとおり、キャン社は、有ラ法及びその他の法律に違反する営業活動を未だに行っています。しかしながら、本件判決は、違法営業を行う事業者であるキャン社の主張の一部を認め、法を遵守して適法に業務を行う事業者である当社の法的責任を問うという内容であり、当社にとって到底承服しかねる内容であります。

本件判決は、本件本訴との関係で、キャン社の営業活動が有ラ法及びその他の法律に違反していたとしても当社に対する不法行為となるものではないなどとして、キャン社の違法な営業活動による当社の損害は損害賠償の対象とはならないとしています。

当該判決は有線ラジオ放送業界の状況を是正するために有線ラジオ放送事業者に対する規制を強化した昭和58年の有ラ法改正の趣旨経緯等をも看過するものであり、また、キャン社による有ラ法等に違反する違法な営業活動を放置した極めて不当なものです。

本件反訴との関係におきましても、宇野康秀当社代表取締役社長のもと、遵法精神を掲げコンプライ

アンスを重視する健全な経営を行ってきた当社による過去の営業行為を違法と認定するなど、重大な事実誤認及び誤った法適用等の結果として、キャン社の請求の一部を認めるものとなっております。

上記の通り、本件判決は、法令を遵守している当社に、違法営業を継続しているキャン社への支払を命じるものであって、上記の有ラ法の改正趣旨等に正に真っ向から反するものであり、当社と致しまして到底承服しかねる内容であることから、明日、東京高等裁判所に対して控訴することと致しました。

なお、控訴を予定しており現時点での業績予想の修正は予定しておりません。

以上